

第48回 民間資金等活用事業推進委員会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

第48回民間資金等活用事業推進委員会

日 時：平成30年5月21日（月）9:57～11:27

場 所：中央合同庁舎第8号館8階特別大会議室

出席者：

【民間資金等活用事業推進委員会委員】

石原委員長、根本委員長代理、上村委員、北詰委員、工藤委員、佐藤委員、谷口委員、柳川委員

【内閣府】

民間資金等活用事業推進室

石崎室長（大臣官房審議官）、坂本参事官、森企画官、濱田企画官

【関係団体等】

株式会社民間資金等活用事業推進機構 半田代表取締役社長

議 事：（1）PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）（案）について（計画部会報告）

（2）その他

○坂本参事官 お待たせしました。谷口先生が15分ほどおくれる見込みだという御連絡が入りましたが、ほかの皆様おそろいですので、ただいまから第48回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催させていただきます。

事務局であります内閣府PPP/PFI推進室の参事官をしております坂本でございます。よろしく申し上げます。

本日はお忙しい中、御出席賜りましてありがとうございます。

本委員会の定員は9名とされていますけれども、現在8名でございます。現在、新たに御就任いただく方1名を今、調整中でございます。

本日は、谷口先生御出席の見込みということでございますので、委員8名全員に御出席いただく見込みでございます。現時点で既に過半数に達しておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、本日の資料についての御連絡ですが、アクションプランの見直しが終わるまで非公表とさせていただきます。あわせて会議後に作成いたします議事概要及び議事録につきましても非公表とさせていただきますので、御承知おきください。

ちなみに見込みですけれども、アクションプランの取りまとめ、PFI推進会議決定がされるのが6月中旬ごろを見込んでおります。それまで取り扱いにお気をつけくださればと思います。

以後の議事につきましては、石原委員長に進めていただきたいと存じますので、よろしくお願いたします。

○石原委員長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。

本日は御案内のように、アクションプランの平成30年度改定版の案につきまして御審議をいただきます。

大変全般にわたりましてきめ細かく御尽力いただきました柳川計画部会長並びに根本部会長代理におかれましては、それぞれの御専門のお立場から精力的に議論をいただきまして、まとめていただきました。ありがとうございます。

それでは、まず部会長でございます柳川先生から、冒頭の御挨拶をお願いいたします。

○柳川委員 今、委員長からお話がありましたように、アクションプランの改定につきましては、ことし3月13日の第47回委員会において方向性を了承いただきました。それを受けまして3月以降、3回にわたり計画部会において関係省庁とも調整をしつつ、審議を行いまして、先般の5月14日の第14回計画部会において部会案を取りまとめた次第でございます。

計画部会におきましては、昨年末に取りまとめたPPP/PFI推進に当たっての課題の対応策として、主に実施主体の負担軽減策の検討、公共施設等の保有・非保有に関する整理・検討、期間満了案件の効果検討等を実施すべきという意見が出されました。また、広域連携の視点が重要あるいはプラットフォームを通じた具体的な案件形成を促進すべき等の意見、提案が委員、専門委員からなされまして、全体を通じまして議論をいただきました。

その議論やPFI法改正を踏まえまして、お手元に後で事務局から詳しくお話をさせていただきますけれども、改定のポイントとしては改正PFI法案で創設予定のワンストップ窓口制度、助言制度などの円滑な運用により、国の支援機能の強化を図ること。実施主体の経験や地域の実情に応じた支援、負担軽減策の検討などを通じて実施主体の裾野拡大を図ること。空港を初めとするコンセッション事業などの重点分野に公営水力発電、工業用水道を追加することを掲げました。

また、計画部会においては、今後に向けての課題として新規施策を積み重ねていくと、アクションプランがどうしても分量が多くなってしまって、どこを読んでよいのかわかりづらくなる。あるいは全体に焦点がぼやけてしまうなどのことから、今後はコンパクトにしていくなど、もう少しアクションプラン全体の見直しを考えていく必要があるのではないかという議論がございました。

以上でございます。

それでは、PPP/PFI推進アクションプランの内容については、事務局から御説明をいただきたいと思います。

○森企画官 それでは、事務局から内容について御説明をさせていただきます。

資料の全体なのですが、資料1と資料2-1～2-3、参考資料1、2ということでつけさせていただいております。

説明は主に資料1に基づいて説明させていただきまして、資料2-1～2-3というのが、これがアクションプランの一連の資料となりまして、概要と本体と参考資料という形になっております。

参考資料1というのが新旧対照表です。今のアクションプランと改定版のアクションプランでどこが違っているのかということを表にしたものと、参考資料2が計画部会の議論の中でいろいろ先生方から御意見が出ましたので、その一覧と、それに対してどういうふうに対応しているかというのをまとめたものになってございます。

それでは、資料1に基づいて御説明をさせていただければと思います。

資料1はめくっていただきまして2ページ目がスケジュールですけれども、こちらは今、柳川部会長からも御説明がありましたが、計画部会を3回行いまして、計画部会として取りまとめ、本日の委員会というふうになってございます。委員会で本日、取りまとめいただいた後、先ほど参事官の坂本からもありましたけれども、恐らく6月になるかと思いますが、全閣僚がメンバーのPFI推進会議で改定案の決定をしていただくというところがございます。

まず改定案の議論の前提となったものが、3～5ページ目の推進に当たっての課題というものでございます。こちら詳しい説明は省略させていただきますけれども、3ページ目が概要になってございまして、課題1～3ということでありまして、課題1がPPP/PFI手法の有効性・必要性について、管理者等や住民間での共有が不十分。課題2としまして、管理者等がそれぞれの取り組みの段階に応じて、みずから積極的にPPP/PFIに取り組むことが

できるような環境整備が不十分。課題3が新規事業者・投資家が参画しやすくなるような環境整備が不十分ということで、こういった課題を踏まえて計画部会でも議論をしてきたところであります。それが5ページ目までです。

6～8ページ目が今の課題に対して今後、それに対応していくためにこれまでどういうことをやってきて、今後どういうふうに取り組んでいくかというのをまとめたものでございますので、こちらを中心に説明をさせていただきます。

まず前提として今回、アクションプランの改定なのですけれども、根本的なところは目次の基本的な構成というのは変えておりませんで、個別の推進のための施策といったところを中心にバージョンアップといいますか、いろいろ新しいものを追加したりですとか、取り組みを深化させるといったようなことを追加しているものでございます。

それぞれ個別の項目ですけれども、まず6ページ目の課題1でPPP/PFI手法の有効性・必要性の共有が不十分という課題に対しまして、部会でもさまざま議論がございまして、こちらで一番右が今後の取り組み施策案ということでございまして、部会で議論があった、まずこの今後の取り組み施策案の2つ目のポツで、公共施設等総合管理計画の充実と書いているのですけれども、こちら部会の議論の中で今、各自治体で個別施設計画の策定が進みつつあるのですが、それとその上位にある総合管理計画との整合性を持って将来にわたってサステナブルにしていく。そういったものにすべきだというような議論、問題意識がございまして、そういったところでこのところ追記したものです。

具体的には行ったり来たりで済みません、本体のほうをごらんいただければと思うのですけれども、資料2-2で言いますと個別の施策のところの13ページの④になるのですが、これは推進のための施策を書いているところです。そこで「地方公共団体における公共施設総合管理計画及び」とあるのですけれども、最後のほうの2つ目の文章のところ「総合管理計画については、個別施設計画の内容等を反映させるなど、不断の見直しを促し、充実を図る」ということで盛り込ませていただいたものでございます。

続きまして、また資料1の6ページ目に戻っていただきまして、こちら今後の取り組み施策案というところで3つ目のポツが「更なる啓発とメッセージ発信（広域連携含む）」としているのですけれども、こちら広域連携について、今後の効率化のためには官民連携と広域連携を両輪として検討すべきという議論がございまして、そこでこれまでもいろいろな広域化につきましては、アクションプランの中にも施策の中でいろいろ記載させていただいているところなのですが、またそういったところで追記をさせていただいたところございまして、例えば資料2-2の本体でいきますと、11ページ目の上のほうの⑧なのですけれども、具体的な案件形成が進むように横展開を図るというようなところの中で、広域化とPPP/PFIの検討を連携して行うことが有効となるケースも存在する旨も周知するといったようなことすとか、ほかにも例えば18ページ目（7）その他ということで、一番下の④なのですけれども、広域連携や官民連携の促進のための地方公共団体の取り組みを支援するといったようなことすとか、目標設定について検討して成案を得るすとか、

そういったことでより広域連携と官民連携ということで連携してやっていくということ、本文の中に記載したところでございます。

続きまして、資料1の6ページ目に戻っていただきまして、4つ目のポツで公共施設等の保有・非保有に関する整理・検討というところで、年末の課題でも今まではどちらかというのみずから資産を保有し、公共サービスを提供するというところで、それ以外の手法の有効性についても検討すべきというようなところから、こちらの公共施設の保有・非保有に関する整理・検討ということを盛り込ませていただいたところでございます。

こちらにつきましては、同じく18ページ目の③で国・地方公共団体等がみずから資産を保有し、公共サービスを提供するという従来の手法以外の柔軟な手法の有効性・必要性について検討するため、公共施設等を保有しないケースの事例を収集し、公共施設等の保有・非保有に関する整理・検討を行うということで、こちらの記載をさせていただいたところでございます。

課題1の主な議論のところは以上でございまして、続きまして課題2で、これは管理者等がみずから積極的に取り組むことができるような環境整備というところでございますけれども、ここも主に4点ほど議論が計画部会の中でもございまして、まず1つが、これは制度面であったり、経験の少ない地方公共団体ですとか、そういったところの案件化の促進というところにも絡むのですが、優先的検討の負担軽減策として柔軟性・実効性のある検討・導入手法を検討ということでございまして、こちら前回の委員会的时候にもそういった経験のない自治体ですとか小規模の自治体には、じっくりと腰を据えて普及促進を図ることが重要という御意見もいただいたところですが、我々としてもそういったところの裾野拡大に向けて、実施主体の負担軽減策についてアクションプランにも明記して取り組んでいくこととしたものでございます。

こちらにつきましては、どこに書いてあるかといいますと、資料2-2でいきますと10ページ目の③に記載をさせていただいたところでございます。

続きまして、部会で議論があったというのは、また資料1に戻っていただきまして6ページ目の一番下の期間満了案件の効果検証というところですが、近年では終わる案件も出てくる中で、結局やってどうだったかというところを裾野拡大のためにそういったものも、例えば効果があったのであれば効果を発信していく。課題があるのであれば、課題を解決していくといったことが重要だろうということで、こういったものはすべきという御議論もございまして、今回アクションプランに書いて、今後やっていこうというものでございます。

こちらにつきましてはどこかと申しますと、資料2-2の本体の18ページ目の①ということで、事業期間が満了したPPP/PFI事業について、事業期間中に発生した効果・課題等を官民双方の視点から検証するとともに、まだ多くの地方公共団体でPPP/PFI事業の導入が進まない理由を分析するというところで、こういったことをやっていきたいということで記載をしたものでございます。

続きまして、また資料1の6ページ目に戻っていただきまして、期間満了案件の効果検証の上の改正PFI法案で位置づけ予定の助言機能等の運用による支援強化ということで位置づけていまして、これも前回の委員会でも御意見がございまして、こういったものをちゃんと行っていくべきだという御意見もございましたところですが、これをアクションプランの中でも位置づけております。これがどこに書いてあるかといいますと、本体の15ページ目の②というところですが、情報提供等の地方公共団体に対する支援という項目の中で、具体的取り組みということで平成30年2月に国会に提出されたPFI法の一部を改正する法律案で規定するワンストップ窓口や、地方公共団体等の求めに応じた助言機能等が円滑に運用されるよう速やかに体制を整え、効果的な助言等を実施するというところで、こちらもしっかり行ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料1の7ページ目に行ってくださいまして、こちらは課題の中で管理者等への啓発・教育に課題ですが、わかりやすい情報の横展開が不十分ですとか、経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体に対する案件化の促進が不十分といったようなところの課題に対する対応でございますけれども、1つが今後の取り組み施策案の一番上が、案件化を加速するプラットフォームの充実ということで、具体的なアクションプランへの記載としましては、本体の12ページ目の①というところになるのですが、今まで目標、地域プラットフォームの形成数ですとか、プラットフォームの参画する地方公共団体数という目標は達成したというところで、今後はそういった参画をさらに促進するとともに、これらを通じたPPP/PFI事業の形成を促進するため、新たな目標値を設定するというところで記載をしているところでございます。

主な計画部会での御議論は以上なのですが、さらに我々この資料1の7ページ目の真ん中から下のところに、いろいろ先進的な地方公共団体における取り組みや組織設計等の成功要素を抽出・横展開といったことだとか、市場性の低い地域での低未利用公的不動産利活用の優良事例の成功要素抽出・横展開といったようなことも新たにやっというところで、アクションプランのほうにも記載をしたところでございます。

さらに資料1の8ページ目に行ってくださいまして、今度は民間が参画しやすくなるような環境整備といったところでございまして、こちらにつきましても成功要素の抽出・横展開ですとか、一層の見える化推進ですとか、そういったところを図っていくというところで、また新たにアクションプランに記載をしたところでございます。

一番下に官民のリスク分担や契約条件等の実態把握調査、対策検討ということで、こちらも新たにアクションプランに掲げて、今後やっていきたいと考えているものでございます。

主な取り組みの施策というのは以上でございまして、資料1の10ページ目が今回の改定版の概要となります。こちら赤字で書いたところが主な改定事項となります。基本的に今、説明させていただいたとおりのことなのですが、改定のポイントというのは、まず1番目で改正PFI法で創設のワンストップ窓口制度、助言制度等の円滑な運用により、国の

支援機能の強化を図るということで、2つ目が、実施主体の経験や地域の実情に応じた支援・負担軽減策の検討等を通じ、実施主体の裾野拡大を図るということ。3つ目が、こちら別の場の議論になってしまったのですけれども、コンセッション事業の重点分野に公営水力発電・工業用水道を追加するというので、この3つ、改定のポイントとしております。

改定版概要というのがその下にあるのですが、中身につきましては個々の説明は先ほど説明させていただいたとおりなのですが、例えばその中に盛り込んでいるものとして、公的不動産における官民連携の推進であれば、特に市場性の低い地域での優良事例の成功要素抽出・横展開というものを概要版に入れさせていただいています。あと、実効性のあるPPP/PFI導入検討の推進ということであれば、真ん中のところに地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進を図るよう、わかりやすい情報の横展開といったようなことと、PPP/PFIの経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体への実施主体の裾野拡大に向けて、実施主体の負担軽減策として柔軟性・実効性のある検討・導入手法の検討というものをに入れております。

右側の地域のPPP/PFI力の強化ということだと、2つ目の○の地域・ブロックプラットフォームを通じた具体的な案件形成、民間企業の参入意欲刺激ということで3つ記載をしているところと、情報提供等の地方公共団体に対する支援ということでは、改正PFI法で創設の制度の支援強化ということと、先進的な地方公共団体の取り組みや組織設計等の分析・横展開、期間満了案件の検証、こういったことを概要版で新たに記載しております。

その下のコンセッション事業等の重点分野のところなのですが、今回、期間が終了するのが、1つ下水道の分野が29年度までということで6件ということだったのですが、その中でここで今、具体的検討を6件達成ということにしておりまして、6件ということは達成しているのですけれども、今後このままでいいのかとなったときに、ちゃんと今まで検討6件ということですので、いわゆるデューデリジェンスをやったということであれば、検討したということだったのですが、今後、下水道については実施方針目標6件ということで、実は実施方針、今、下水道ですと浜松は始まっています。須崎市は実施方針までできていますということで、今、実施方針という意味では2件ということで、さらに実施方針ということまで目標を持っていきましょうということで、これは平成31年度まで6件ということで、引き続き目標を定めたということでございます。

あとのものは水道と文教施設、公営住宅は来年度までの目標。クルーズ船向け旅客ターミナル施設とMICE施設は、平成31年度までの目標となっております。新たに重点分野として定めた公営水力発電と工業用水道につきましては、今年度から3年間ということでそれぞれ3件ずつ目標を掲げたところでございます。

概要は以上でございます。

資料1は以上でございまして、資料2-1というのは今、御説明した概要版そのまま、全く同じものでございまして、この概要と資料2-2が本体となっておりまして、ここは個

別ごとに説明しましたが、構成は変えておりません、推進のための施策のところを先ほどかいつまんで御説明させていただきましたが、その他にもいろいろ書いてはいるのですけれども、主に議論のあったところで改正したところは、先ほど御説明させていただいたような項目を中心に換えさせていただいたというものでございます。

その次の資料2-3というのが参考資料ということで、こちらは今の状況、例えば今アクションプランをこのようにしてフォローアップしてきましたですとか、今、こんな状況になっていますというのを説明した資料になります。

こちらもごく簡単に御説明をさせていただきますと、2ページ目と3ページ目が事業規模になっております。事業規模につきましては、今、10年間で21兆円という目標を掲げておりますけれども、28年度までの4年間の事業規模の集計が出ましたということで、28年度までの4年間で11.5兆円となっております。こちら21兆円という目標ですので、4年間で11.5と数字だけを見るともう半分をちょっと超えているところなのですが、こちら御承知のとおり関西国際空港、大阪国際空港、これが1件で5兆円となりますので、それを除くともう一頑張り必要ということで、我々も今アクションプランをフォローアップしながら、今後さらなる具体的な取り組みがまだ一頑張り必要と思っているところでございます。

3ページ目が、歳出削減と歳入増加効果ということでございます。こちら実は2つ分けていまして、上の表が一括計上基準で、下の表が単年度計上基準ということでございまして、従来、上の表のとおり一括計上基準というものを毎年示してまいったところで、これは何かと申しますと、当該年度、28年度であれば28年度に契約を締結した事業から見込まれる契約期間中の歳出削減とか歳入増加効果を一括に計上するというので、当然10年を超えるものも多いのですけれども、例えば40年間であれば40年間全部計上しているものになっているのですが、今回、新たな取り組み、委員会でもいろいろ議論もございましたが、単年度計上基準というものを一番下につけております。平成25年度200億、26年度300億、27年度900億、28年度も900億となっておりますけれども、こちら目標期間内に契約締結した事業から見込まれる単年度の歳出削減、歳入増加効果を各年度で計上ということにしていまして、なので28年度の900億円というのは、25年度に契約締結したもので28年度に見込まれる効果とか、26年度に契約締結したもので28年度、27年度に締結したもので、28年度に契約締結したものであるということで、この4年間に契約締結したものが28年度にどれだけ効果として寄与しているかというものを示したものがこちらになっております。今後こちらをあわせて算出をしていきたいと考えております。

続きまして、4～6ページ目がコンセッション事業の重点分野の進捗状況ということでございまして、空港は今、件数の目標は立てていませんが、着実に案件がふえていっているというような状況でございまして、あとは例えば先ほどの下水道ですと、浜松、須崎というところは実施方針まで公表していますけれども、目標は達成したと言いつつ、実施方針までということで今後は6件という目標を掲げたところでございます。

5ページ目と6ページ目は、さらにそれを各進捗状況がよくわかるようにということで、

見える化というところの一環もありまして、それぞれの進捗に応じてここまで進んでいますというのを示したところでございます。

最後、7ページ目からずっと一番後ろのほうまでが、今のアクションプランに掲げる具体的な取り組みの進捗状況ということで、こちらそれぞれ担当の省庁に記載をしていただいて、これをもとに計画部会でも議論をしたところでございます。

例えば進捗度評価というのがこの表の中にあるのですけれども、進捗度評価は自己評価ではあるのですが、29年度末までと期限がなっているものについては、達成したかしないかということで○、×で評価をしております、例えば平成29年度から継続して取り組み事項についてはA、B、Cということで、進捗段階に応じて評価をしたところでございます。こういったものを踏まえて、例えば一番最初のところが×になっておりますけれども、これは人口20万人以上のところで全部策定しますというところなのですが、全部の団体では完了しているわけではないので×としていまして、そのために今後、また引き続き取り組んでいきますというところで、そういったことにしているというものでございます。これがずっと最後まで具体的な取り組みの進捗状況ということで、整理させていただいたものでございます。

アクションプランの中身につきましては、以上でございます。

以上で説明を終わります。

○石原委員長 詳細を御説明いただきましたが、それでは、皆様の御意見を伺いたいと思っておりますけれども、その前に計画部会の部会長代理として柳川部会長とともに部会案の取りまとめを御尽力いただきました根本委員長代理、一言お願いします。

○根本委員長代理 事務局から御説明があったとおりですけれども、まず計画部会の委員がそれぞれの専門分野の中から課題とと思っていることを指摘するという作業から始まっています。かなり専門分野が多様化していまして、非常に細かいことも提示がなされたのですが、それに対して事務局及び各省ともに非常に真摯に対応していただいていたかなということで、課題の指摘はかなり厳しいものもあったのですけれども、従来よりも一段と踏み込んだ形での取り組みというものが記載されるようになってきている。そこは評価していただいていたかなと思います。

では、これによってどんどんPPP/PFIが進んでいくと思っているかということ、これは部会の中で公式にそこまで議論はしていないのですけれども、私自身の感触としては、まだまだ足りないのだろうなど。これでどんどん進むというわけにはなかなかいかないのだろうなど。内閣府や各省が幾ら頑張ってもなかなか進まないという根底には、公共施設等の90%以上は地方が保有をしているということで、国のできることに限界があるというのを改めて身に染みてしまうなどという感じがあります。

今後、従来の延長線上ではなくて、より一段、高度なアクションにつなげていくことを念頭に置きながら、これからやっていかないといけないのですけれども、それは委員としての自己反省なのですが、その上で何をすべきかということのを常に考えておかないといけ

ないかなと思っています。

ちょうど昨年度が事業規模目標の期間の10年の5年目でした。まだデータが出てこない
ので1年おくれますので、来年の今ごろにちょうどデータが出てきて、本当にしっかりと
進んでいるのかどうか。進んでいないとしたら何をすべきなのか、あるいは進んでいると
したらもっともっと先に進めるにはどうしたらよいかということをしっかり考えるべき時
期が間違いなく到来するし、そうしなければいけないだろうと思っているところでありま
す。

ということで、一生懸命頑張っている割にはというところが本当に一言で言うとうそい
うことで、もう少し頑張るためにはということで、皆さんのほうからも御専門がそれぞれ
違うので、いろいろな御意見があると思うので、別にこれを支持してくださいとか、そう
いうことではなくて、これはこれでアクションプランなのですけれども、もっと進めるた
めにいいアイデアがあれば、どんどん教えていただきたいなと思っております。

以上です。

○石原委員長 ありがとうございます。

いろいろな見方がある中で、非常に厳しい見方も先生から御指摘いただきました。

それでは、ただいまの御説明あるいはコメント等に対しまして、委員の先生方からフラ
ンクなコメントをお願いしたいと思います。それぞれの専門分野にのっとったいろいろな
御意見を伺いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

では、佐藤先生から。

○佐藤委員 まず何点か質問になるのですけれども、広域連携は1つのブレークスルーに
なり得ると思うのです。小規模自治体だと数がまとまれば、それなりの受け皿になるので、
あと人材も確保しやすいですから、PFIを推進していく上での活路にはなり得ると思うので
すけれども、20万人の話がありますね。つまり人口20万人以上が優先的にPFIを検討してく
れということになります。この広域連携についても規模感としてそのぐらいなのですか。
そこまでいかないけれども、広域連携を人口的にどれぐらいの規模感で進めて、それがこ
れくらいだったら、例えば文教施設だろうと、上下水道だろうと、PFIの受け皿になり得る
かなと。そういう相場観というのは具体的にあるのか。

あとは、誰がこれを進めるのかという問題があって、1つは今、中核市的な立場のとこ
ろが周辺自治体を巻き込んでいくというやり方もありますし、県が主導して広域連携を促
していくこともあり得る。組織形態としては広域連合なのか、一部事務組合なのかとか、
具体的にどのような連携組織体を考えるのかということのもしアイデアというか、既に決ま
っていたら教えていただきたい。

何点か質問なのですが、歳出効率化についてなのですけれども、この間、経済・経済一
体改革推進委員会でも、歳出改革全体の社会保障とか自治体の窓口業務の民間委託とか、
ああいったところでどれぐらいの歳出減があるかということの試算を出しているはずなの
ですが、今回のPFIの年間ベースの歳出削減額というのも、今後いわゆる経済・財政一体改

革の歳出改革の試算に盛り込まれていくということなのか、あるいはあくまでこの委員会だけの議論なのかということについて教えていただきたい。

下水道なのですが、ハードルが下がっていたような。もともと6件というのは実施するのが6件だったような気がするのですが、いつの間にか検討するのが6件になっているのですけれども、今、下水道はどこでも話題で、今度行政事業レビューでも私やりますし、財審でも必ず下水道は出てくるし、自治体とのいろいろな行政改革などでも下水道が話題になるのですが、下水道についてハードルが下がったという印象があるのですけれども、これは今後こちらとしては一体どうしていくのかなという気がしたのです。

以上です。

○石原委員長 3つばかり御指摘がございました。

まず広域連携、どのくらいの規模感かということと、歳出改革、削減額について経済・財政一体改革との関連はどうか。最後は下水道のハードルということですね。

では、坂本さん、よろしくお願いします。

○坂本参事官 私から先ほどの広域連携の話と、下水道の話を申し上げさせていただきます。

例の事業規模のほうはまた別途御説明します。

まず、でき上がった形で20万を超えるかどうかということとターゲットに置いているわけではないです。ただ、先ほど中核市とか県とかありましたけれども、県が主導的にやるというのも1つ考えられるので、県の中で完結するところは多いのではないかと思います。

一方で、この推進委員会でも御紹介させていただきました、政府インターネットテレビで紹介させていただきました大牟田市と荒尾市、県をまたがる水道の広域連携とかそういうものもあり得るので、これと決め打ちしていることではないです。

ただ、おっしゃるとおり20万人ぐらいの規模感があつたほうが、須崎市みたいに人口2万2,000人でコンセッションに取り組んでいこうという自治体もあるにはあるのですが、やはり10万、さらには20万を超えるぐらいの人口規模になるぐらいの広域連携というのができれば望ましいのかなと。ただ、各自治体も吸収される場所というのはなかなか抵抗もあるような部分もあるので、そこは逆にいろいろな形、同じぐらいの規模で、一方で料金が変わったりとか、そういうところは助成が当然必要なので、そういうこともやっていくことになっていく。雑駁な御説明で申しわけないですけれども、そういうことでいろいろなやり方があるのかなというところです。

一方で、誰がやるのかということなのですが、そういう意味では香川県が例えば県単位でまとめてやっていこうとか、そういうものは非常にいい事例として我々も広げていきたいと思っておりますし、ほかの県でもぜひやっていただきたいと思っておりますし、先進的に進んでいる市、そういったところが周辺にも声をかける。あるいは複数の離れた自治体同士で組んで、同じ民間事業者にもやってもらうというやり方も、トータルでは効率化ができる

という意味であり得るのではないかというところです。

もう一点、下水道なのですけれども、これもいろいろところで御指摘いただくのですが、どうも最初に空港、水道、下水道、道路で6、6、6、1という目標を最初に出したときの御説明が十分できていなかったところは、私もまだ着任していなかったのですが、そこは反省をしております。

そういった中で水道、下水道については、なかなか実施までいくとずっとゼロ件になってしまうので、そういう意味でその目標を最初に策定した時点から、そこは基準を3つつけて、3つ目が先ほどの具体的な検討を行っているというデューデリジェンスに着手しているということが基準。それも含めてカウントしましょうということになっていましたが、今回そういうことでハードルがさらに高くなったと我々はそういう認識で持っていて、つまり2番目が実施方針を策定するということなのですけれども、その2番目までのところ、デューデリジェンスみたいな具体的な検討に着手したという目標にさらに進んだハードルを今回、頑張って取り組んでいくということで、今回さらに高いハードルに取り組んでいくというところでございます。

○森企画官 事業規模のところにつきましては、実は既に先日の一体改革の報告に盛り込んでいるところございまして、具体的には一体改革の報告書には、PPP/PFIについて2013～2016年度の実績を延伸して、2020年度までの事業効果を試算すると、1,100億円程度の歳出効率化効果が期待されるとあるのですけれども、これが実は先ほどの資料2-3の3ページ目に、28年度までは今、200、300、900、900億とあるのですが、これをさらに平成30年度まで延ばすと、この900というところが1,100億が見込まれるというふうに、そのように試算をしたというところで既に盛り込んでございます。

○石原委員長 これはほかの基準と同じなのですか。ここで言うところの1,100億出す算出過程と。

○森企画官 ほかのものも単年度の効果ということで、ほかのものに合わせたというところでございます。

○石原委員長 佐藤先生、いかがでございますか。

○佐藤委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○石原委員長 なかなかハードルが高い低いはいろいろな考えがあるようではございますけれども、いずれにしろ進めていく中で、きちんとしたものをもう一度出す必要があるのかもしれないという感じがする。

ほかに皆様いかがでございましょうか。北詰委員、どうぞよろしく申し上げます。

○北詰委員 2つありまして、1つ目は引き続き広域連携の話なのですが、観念論で申しわけないのですけれども、官民連携と広域連携の関係性の考え方なのですが、別に官民連携という言葉を出さなくても、それぞれの地方自治体は例えば財政削減とか、自分で持ち切れないとか、取り扱いの対象が広域化しているとかいう理由で広域連携はしていますよね。例えば廃棄物処理の広域連携とほかの別の分野の関係の広域連携は、趣旨も違えばパ

ートナーの相手も組み合わせも違ってきて当然ということなのだろうと思います。

そうすると官民連携のために広域連携をやっているわけでもないし、広域連携のために官民連携をやっているわけでもないわけですが、この2つで我々が今ここでテーマとしている官民連携の促進といったときに、広域連携は因果関係として使うのか、ついでに広域連携というフィールドがあるから、それを使わせていただくという位置づけになるのかで、かなりその場の抵抗感とか考え方はかなり変わってくるのですけれども、この2つの関係性は、御説明では車の両輪のようにという言葉が使われたのですが、関係性の整理をしておく必要があるのかなど。そうしないと広域連携の本来の目的でやった趣旨に官民連携がかかわるときに阻害することにもなりかねないかなというのが1個目の懸念事項です。

2つ目は、保有・非保有の話があったかと思いますが。実際の現場の自治体の方とお話をすると、非保有に対する抵抗感は大きいのです。怖いみたいです。その地域においては、その自治体が最終的な砦みたいなところがありますので、そのときに自分が持っていないとつらいみたいなのところがあって、どうしても保有のほうに傾きかねないのですけれども、リスクに対する認識が少しまだ不十分なために、非保有に対して無駄に抵抗感があるというのが例えば位置づけだと考えれば、多くの自治体の人たちに取り組みをどんどん広げる1つの壁になっていると考えると、リスクと絡めながら非保有の部分の促進をしていくというような表現で、そんなに怖がらなくてもいいんだよ、あるいは怖がらなくするためにはこうこういうふうにしてリスクに対して明確に認識しておく必要があるという説明の仕方というのが要るのかなという感想を持ったのですが、その辺の関係性について御議論等がありましたら御紹介いただければと思います。

以上です。

○石崎参事官 まず官民連携と広域連携の話については、今ちょうどPFIの審議、この前、衆議院がやっと終わりましたけれども、その際にも随分とPFIはどういう位置づけなんだという議論がされました。我々としては、当然ながら行政はこれからの厳しい時代、最大限の効率化を図っていかなければならない。その最大限の効率化にはいろいろな手段がある。その中に例えば広域化もあればPFIもあり、予防保全とかいろいろな手段があります。いずれにしても最大限のものをやっていかなければならない。PFIはその多様な選択肢の1つですという説明をさせていただいています。

一方、確かにPFIを進めていこうといたしますと、規模の問題がどうしても効率化の関係で出てきますので、広域化は広域化として当然単独として効率化の目標としてはやっていくべきだと思いますし、広域化をやるのがPFIを促進することに寄与する。そういう観点で我々は考えてございます。なので今回の書き方の中でも広域化はそういう意味で寄与するので、広域化を頑張りたいということを書いておりますが、PFIのために広域化をやってくださいという書き方にならないように認識してございます。

もう一つ、保有と非保有の関係につきましては、今回、私もまだ正直なところ、非保有

というのは非常に大事な視点だということは根本先生から御指摘いただきまして、我々としても認識させていただいてございます。ただ、多分出てくる場面、どういう場面でそれが有効なのか、どういう場面がいろいろまだ制度的な問題があるのかというのが十分に整備できていない分野ではないかと認識してございますので、今回まずその整理をさせていただきますということを今回アクションプランに書かせていただいております。その整理をした上で、先ほどやりましたリスクの認識みたいなものも整理をする中で大事な分野だと思いますので、そういう視点も含めて整理をして、できましたら次回なりにこういう部分については、もう少しこういうことをやっていくべきではないかということが議論できるのではないかと思います。

○北詰委員 ありがとうございます。

○石原委員長 それでは、上村委員、どうぞ。

○上村委員 まずは30年改定版のPPP/PFI推進アクションプラン、実質的なところで前に駒を進めていくということで、よくでき上っていると思います。

ただ、先ほど根本先生おっしゃったように、今どんどん進めていくのはどうしたらいいのかということを考えておりましたのですが、先に質問を1つさせていただきますと、佐藤先生もお触れになったのですが、事業規模が11.5兆円で、次のページの参考資料ですが、歳出削減、歳入増加効果というのが余りにも差があり過ぎて、先ほどPPP/PFIがどういうふうに寄与するのかという、ここは非常に大事なところでございまして、もちろんコンセッションやその他PPP/PFI事業の100%が歳出削減、歳入増加にすぐ数字になってあらわれるものではなくて、既に関空なんかでも財投融資でございましたから財投のほうにお金が入っていくので、国庫金には関係ないのかもしれないけれども、何か寄与する数字をもう少し歳出、歳入の中で、ここからここへ余りに飛んでいるところが寄与というところで説明しにくいのではないかと思います。なかなか歳出削減、歳入増加効果というのは、国庫金だけではなく地方に入る歳入や歳出削減もありますでしょうし、なかなか計算しにくいところかもしれないけれども、事業規模と歳出削減、歳入増加効果のところは工夫が要るかなと思うのですが、それが1点目でございます。

ここからは現実的かどうかわかりませんが、計画部会で御指摘のとおり課題が多いと思います。なかなかいろいろ進まない課題はたくさんあるのですが、次に進めるとするならば、地方に対する交付金のあり方、補助金のあり方、地方債のあり方という、このところとPPP/PFI事業がどう関連させていきながら、財政規律に持っていけるのか。PPP/PFIを財政規律と成長戦略、両方の役目を担う1つのツールであると思いますけれども、このところに国が地方にどう再分配をしていくかというところの中で、PFIをどう位置づけていく以外にないのかなというような気がいたします。

あるいは今、余り財政規律を政府としても言う時代ではないのであれば、国の各省いろいろ聞いておきますと、予算が前年度よりも減るといのは皆さんお嫌いで、前年度よりも削減するということではなく、前年度並みあるいは前年度よりもふえるというのがどう

も各省の目標みたいなのですけれども、それならばPFIでもって歳入、歳出削減、歳入増加効果みたいなのを各省の評価インセンティブみたいなのところにプラスして、よくやった省と、PFIでもって歳出削減、歳入増加効果を図ったところを何か数値にできるかどうかわかりませんが、そこの絡みでもって評価し、各省庁がインセンティブを持ってもらわないと、次の駒が進まないのではないかということを感じました。どのようにするかというのはわかりませんが、また考えてみてください。

もう一つ大きなことを言います。これもまたどういうふうに進めていったらいいのか、荒唐無稽とおっしゃるかもしれませんが、私は今、世界の時代の大きな変わり目、潮目にあると思っておりまして、きのうの日経新聞の1面で、中国が北京郊外にIoTやAIの自動運転をやる全く新しい人口200万人の都市を2025年までにつくるんだというのが出ておりましたびっくりしたのですけれども、これぐらい大きな構想、新しい一から始める都市とか、一から始める港とか、一から始める道路だとか、そういうところにPFIを最初から織り込んだ新しいものを形成していくという、もう織り込み済みのPFIというか、そういう構想も何かの機会が、この実質的な話とは大分違う委員会かもしれませんが、そのような考え。そこでPFIにみんなが参入をして、そしてそこでPFIをさすがにいいものだ、こういう新しいことをつくっていくときに、この手法は非常に有効なんだというものが、新しい時代にふさわしい1つの手法としての位置づけがないと、なかなか進んでいかないのかなと思いました。

以上でございます。

○石原委員長 3点ほど御指摘がございました。

○森企画官 まず最初の事業規模と歳出歳入効果に開きがあるというところでございます。事業規模というのは民間事業者の売り上げ全体を示したものですので、こういった大きいものと兆レベルの歳出事案になっていまして、歳出削減と歳入増加効果、歳出削減効果というのはいわゆるVFMです。例えば10%削減されましたということになると、全体の事業費×0.1で、それが歳出削減されましたというような効果で、歳入増加効果というのは実際に事業を、例えば公的不動産なりの事業したときに、定期借地権なりするとそういった収入が自治体のほうに入ってきますというものですとか、固定資産税とかの登録免許税とかいろいろ入ってきますというもので、そういったものを足し合わせたものになっているというのが実態です。

例えばコンセッションで今、歳出入効果はゼロヒャク億円となっております。コンセッションにつきましては別途、運営権対価、例えば関空ですと2.2兆円とかでありますけれども、それを今の効果の中では計上していないところもありまして、今、ゼロヒャク億円となって効果がないように見えてしまうのですが、実は外には運営権対価というものがあるということにして、どうしてもVFMですと空港ですとかなじまないものもございまして、今どうしてもゼロヒャク億円になってしまっているのですが、外にはそういったものもあるということ、どうしても開きが出てしまっているところでございます。

○石崎参事官 2つ目の地方に対するもっと強い、やろうという気を持たせるという話と、PFIの評価のインセンティブ、少し関連するので2つまとめて答えさせていただければと思います。

我々は基本的に、優先的検討規程とかもいろいろその後の実施状況をこれから調べていかなければならないのですが、PFIは基本的にはやれば自分のためになる。公共団体として自分のためになるものでございます。なのでその効果をきちんとわかってもらえば、本来きちんと進むべきものだと思ってございます。

そのためにどうしても、やらざるを得ないという形になれば、そういう形で無理無理やるというふうになると、何らかのやらなくていい理由を一生懸命探すとか、どうしてもそういう形になっていく。やりたいと思ってやっていただく。それが一番大事だろうと思ってございます。

そのために余り優先的検討規程もぎりぎり20万以下で進めるというのではなく、まずどうやってやりたいと思ってもらえるようなベースをつくっていくのかというのが1つ大事かなと思ってございます。

そのために今回このアクションプランの中にも書かせていただきましたが、公共団体どこがPFIの旗を振るのかというのが非常に大事かなと思っておりまして、それぞれの事業部局にしてみますと、後々のこととか、作業の面倒くささとか、そういうものがあって旗を振るインセンティブがどうしても低い部分が出てきますけれども、やはり公共団体の中で一番旗を振る、インセンティブがあるのは財政部局なのだろうと思います。

もう少しきちんと分析してからと思っておりますけれども、幾つか見ている中では、頑張っているところというのはPFIの担当部局が割としっかり財政部局に近いところ、もしくは財政部局そのものにある。そこによって言ってみれば公共団体も一番金が減ることでインセンティブが、やる部署が旗を振ることによってきちんと進むのではないか。そこはなかなかまだうまく財政部局ではなく、その事業部局であると言ってみればやりたくない理由もたくさんあるわけですので、そこが旗を振っていると限界があるのかなと思っておりますので、より公共団体が積極的に取り組むという面で、今回、我々としては組織設計の分析、横展開というのが1つのキーになるのではないかということで、今回、アクションプランの中に盛り込ませていただいております。

○上村委員 ぜひVFMだけの集計となると、この数字だということになるのですけれども、先ほどおっしゃったように財政に寄与するというのは大きく、集計の中でカウントできないかもしれない。厳密にはいけないかもしれないけれども、コンセッション事業というのは別の形で、別枠のところを書いたりして、事業規模と効果のところがある程度もう少しリンクしながら寄与するんだなというのを、数字で説明していくようなところももう工夫したほうがいいのかと思いました。

○石崎参事官 それは御指摘のとおりだと思います。コンセッションがこの数字をうまく反映できていないという問題があるので、これは少しコンセッションですとか、事業がよ

くなったという効果も数字には全く反映できていませんので、もう少し積極的にこういう部分がよくなったよというのを客観的にわかりやすくする部分も、こちらも考えていきたいと思います。

○石原委員長 削減と増加は分ける必要があるでしょうし、定性的な効果というのもありますね。まだ出ていないけれども、これからどんどんふえていくとか、これについては相当、実際にやった結果が具体的な場面で非常にPR効果は大きい。おっしゃるようなことがあると思うので、ぜひよろしくをお願いします。

○工藤委員 今のお話にちょっと関連するところで、先ほど根本先生からも9割が地方だという話、公共施設という話で、その中で学校とかが結構大きく占めていると思うのです。学校建設とか大学もそうかもしれないけれども、私自身も10年前にPFIをやったものとはほぼ同じ時期に公共で普通の発注でやったものとあると、普通の公共のやり方だと事が生じたときにしかメンテをしないという状況と、ジェネラルにキープしながら、ある一定のお金をかけながらきちんと運営しているものの何が違うかという、そこを使っている人たちの快適性というのはかなり違うと思うのです。20年、25年たってしまうと解体するの、どうするのという大きな話になるまでは、みんな我慢の度数がふえていくわけです。PFIの場合だとちゃんとした修繕計画をしながらとか、維持メンテしているから、その間の快適性度合いみたいなお金だけではなくて、それを使っている市民や人々の快適性度合いみたいなところの話をしないと、なかなかうま味というか価値観がないなというのが1つ。それはこの部会でやるものかわかりませんが、何かわかるようにしてあげるといいなと。

もう一つは、地方で発注形式を新しいシステムでやろうというときに、地域に行けば行くほどローカルルールみたいなものが現場にはすごい壁のようにあって、特に下水とかすごいあるのです。それを理解してもらおう。決める人は行政でしょうと言うけれども、実際にそれをいろいろ推している人たちというのは業界団体なのだけれども、このところ行政の人と業界の人たちが全く話をしなくなっている。官製談合と言われるからです。みんなすごく、ちょっと話し合えばいいようなことを被災地に私は入っているからわかるのですけれども、びっくりするほど話し合わないのです。そういうものがもう少しオープンに話し合うような機会をちゃんととっていけば、いろいろなことへの理解が広まるのかなと。

きょうの内容のというよりふやすという意味で言うと、2つぐらいの視点で何か語られるような場があるともう少し動くのに、なかなかローカルルールみたいなところだけれども、人がいない時代になっていろいろ物を持っていく上での変革の時期にあるのと、もう一つ言わせてもらおうと、手続に対する恐怖心を皆さん持っています。今、例えばプロポーザル方式とか、いろいろな発注方式が出てきて、簡単にしてあげたはずなのに、結局は入札方式と同じぐらいの物すごく膨大な量をつくらなければいけないことになっていることへのすごく避けたいという感じの空気は、地方に行けば行くほど感じていますので、そういったあたりもPFIのほうがまだルール化されていて、簡略化していると私は自分でやっていると思うのです。いろいろな建築に絡むことですが、そういったあたりの魅力も伝え

ればいいのになと思います。

○石崎審議官 我々も直接のお答えになっていないかもしれませんが、今回、PFIの終了案件をきちんと分析したいと思っています。その中で言ってみればどちらかというと途中でとまった案件というのが世の中に広く流布されるのですが、きちんと最後までいった案件というのが余り流布されていないのです。それが機能的な効果を世の中に一番説明しやすいのではないかと考えています。そういう中で結局、お金の話だけではなく、それがどうだったのか。使う人に対してどうだったのかという面も含めて、ぜひ分析をさせていただければと思います。そういう面をさらにもっと出していければと思います。

発注の話はなかなか難しい部分があります。ローカルルールの世界にどこまでうまく切り込んでいけるのかというのは、非常に国のレベルだとなかなか難しいことがあるかと思っています。

ただ、PFIで私が思うのは、今までのやり方を変えることに関しての抵抗であるとか、恐怖心なのか、否定的な感情なのかというものだと思いますので、ぜひそういう意味ではPFIの負担軽減策みたいなものを作って、シャビーなものでもいいから、まず1個やってみる。そういうものもぜひ普及していきたい。そういうことによって何となくこんな感じのかなと思ってもらえれば、恐怖心なども減っていくのではないかと考えておりますので、ぜひまずどんなシャビーなものでもいいから負担軽減策を講じて、できるだけところでたくさんやってもらう。それをまず頑張ってもらっていくのがある意味では1つ、多少は回り道かもしれませんが、解決策ではないかと思っています。

○石原委員長 佐藤先生、どうぞ。

○佐藤委員 今の話にも絡むのですが、ここの委員会でもたびたび出ていたと思うのですが、自治体の中はPFIであれ、指定管理者制度であれ、それを推したいのは企画系というか財政課で、それをやりたくないのは実際に施設を持っている事業系なわけです。ただ、実際に最終的に事業系がPFIをやるときに彼らが主体になるので、どうしても彼らの合意形成がある程度必要になるということだと思っておりますけれども、そのあたり優良事例の展開において、うまくいったところとうまくいかないところで、もちろん住民の方々の納得も重要なのですけれども、庁内でどうやって企画系と事業系が折り合いをつけたのかとか、逆に企画系が押し切ったんだとか、だとすれば我々は誰に協力したらいいか、誰に対してこ入れしたらいいのかとか、あるいは誰の理解を求めたらいいのかということが見えてくるのかなという気がします。

自治体は仕事を一緒にしよう言っていますが、中は本当にばらばらなのです。国もそうです。結局、国であろうと自治体であろうと、中にいる人間がそれぞれの担当のことしか考えていないので、ではどこをプッシュするとPFIが前に進むのか。それは失敗事例、成功事例、突き合わせて見えることかなと思ったのです。

それとの関係と言うべきなのか、アクションプランの13ページの公共施設等総合管理計画の見直しについてというところで、④の項目で総合管理計画について個別施設計画の内

容等を反映させて不断の見直しというのは、ある意味、実務的にはイエスだと思うのですが、問題は公共施設等総合管理計画をつくっているのは企画系で、個別計画をつくるのは事業系なので、結局、事業系が押されることになります。ただ、別にPFI案件に限らないですけれども、今、公共施設は集約化とか言うけれども、個別事業部は前あった学校をそのまま更新してしまったり、やめればいいのに新しいものをつくってしまったり、結局、総合計画と個別計画がうまくつながっていないのではないかと。現場系では多分、総合計画のことを全く知らないとか、無視しているという話があったりして、だからキャッチボールをするのはすごく大事だと思うのですが、総合計画には総合計画で基本原則があって、それは公共施設の集約化であり、ある意味、できるだけ民間活用でやるという事です。その方針をゆがめるような形での見直しでは困るということになるので、このあたりは両方に目配りをしていかなければいけないのではないかと。

まさに地方でなかなか進まないのは、もちろん地方は地方のローカルルールという指摘がありまして、いろいろな事情があるからだと思うのですが、そこを打破するのが地域プラットフォームだったと思うのです。ある意味、一石二鳥ではないですが、今、地方においては地域金融機関もその役割が問われているし、建設業は高齢化が進んでいて、ノウハウも蓄積しなくてといういろいろな問題を抱えているので、ある意味こういう地域プラットフォームがマッチングの場になって、例えば地域金融機関がPFIという形を通して優良な貸出先を見出す場にもなり得るし、あるいは地元の建設業者がある意味、ここで勉強してPFIの手法などを学んで、技能とか生産性をアップさせる場にもなるし、先ほどあった行政との情報共有。別に地域プラットフォーム自体は何か約束するわけではないので、今の地域の課題について、施設にかかわる課題とかについて情報共有する場になったり、もう少しそういういろいろな活用の仕方をしていくとやれると、広がりが出てくるのかなと思いました。

○石崎参事官 まず総合管理計画の関係につきましては、なかなかここというよりも、どちらかという12階のほうでやっている国と地方のワーキングですとか、あちらのほうでまさしくぎりぎりこれからやっていく分野だと思ってございますので、ここはそれを正直なところ、引いてきたというのが近い状態でございます。まさしくあそこできっちりと御指摘のところをどうしていくかという話だと思います。

地域プラットフォームの関係につきましては、地域プラットフォームにどこまで負わせることができるのかという点は、私もまだよくわからないところがあります。ただ、御指摘のとおり事業者の方がPFIについて学んでいただくという点では、非常にいい場だと思ってございますので、一律に地域プラットフォームでそれをやりましょうというのはなかなか荷が重過ぎるところがありますけれども、確かに活用できる場面だと思いますので、我々の担当なども地域プラットフォームが適宜入りながらやっておりますので、このプラットフォームはそういうところまで踏み込めるぞというところについては、少し示唆していくし、これはそこまでやるとプラットフォーム自体がとまってしまうなというところは、少しハンドリングをしながらという形で、御指摘を踏まえてやっていきたいと思っています。

○石原委員長 谷口委員、何かございますか。

○谷口委員 2点ありまして、今、佐藤委員がおっしゃっていたのとほとんど重なるのですが、何年かこの委員会を見ていて、毎回啓発とか、メッセージ発信とか、わかりやすい情報提供などが出てくるのですが、具体的にどのようなことをされているのかが余りわからないというか、恐らく個別にいろいろ一生懸命されているのだと思うのですけれども、日本の行政って広報活動がとても苦手なイメージが多少ありまして、本当に本気でやるのだったらきちんとターゲットを決めて、本気でやるというのをぜひ内閣府さんがやってほしいですし、あるいは国土交通省さんとかがやるのかもしれないのですけれども、佐藤委員がおっしゃっていたみたいにターゲットをきちんと、この広報は国民全員をターゲットにしても意味がないと思うのです。自治体全部をターゲットにしても意味がなくて、さっきおっしゃっていたみたいに財務省とか、どこに効くのかというのをまず調べて、そこにがんがん効果的な情報を提供するというのが重要なのではないかと思います。というのが1点です。これはコメントです。

もう一つ、国土交通省などを通してPFIの講義をされているというのを先ほど拝見して、すごくいい方法だなと思って、今、国土交通大学のプログラムを見ていたのですけれども、PFI/PPPという9日間の講座があるのです。あと、都市地域政策の中で公的不動産活用とか、施設マネジメントというのがあるのです。私、昔コンサルタントにいまして、コンサルタントにもいましたし、地方行政の方ともよくおつき合いがあるのですが、1個講座が立っていると行きにくいのです。相当興味がないと行きづらいというか、やるぞと決まった後に行くというイメージになるような気がしまして、これももちろんとても重要だと思うのですけれども、私が例えば登録計画とか公共交通何とかとか、そういう講座で講義したりするのです。そういう中にプログラムの中のどこかに、いろいろなところにPPPとかPFIが、例えば水道をやるのでしたらそこに紛れ込ませるとか、そういう散発的な戦略もあってもいいのかなと思います。これもコメントです。

以上です。

○石原委員長 ありがとうございます。

ほかに皆様いかがでございましょうか。きょうは機構から半田社長がお見えになっていきますけれども。

○半田PFI推進機構代表取締役社長 PFI機構の半田でございます。

ことしのアクションプランの中でも、PFI推進機構の活用について記載をさせていただいております。我々も政府の要請、期待にしっかりと応えできるように、引き続き、身を引き締めて取り組んでまいりたいと思っております。

先ほど石崎審議官がおっしゃった国会で審議中のPFI法改正でございますけれども、国から自治体に対する支援機能の強化が入っております。国は自治体等に対して報告を求め、助言、勧告を行うことができる。こういうことが法定されたということは、非常に大きな意義のあることではないかと考えております。

例えばPPP/PFIの優先的検討規程を実際に各自治体が行っているわけですが、これを着実に定着させていくためにも、こういった法律での位置づけというのが大きな支えになると考えております。私どもも従来から全国の地方銀行、地域金融機関の皆様と連携をして自治体の訪問等を行ってまいりましたけれども、今回の法改正を機に、さらにしっかりと働きかけていきたいと思っております。

以上でございます。

○石原委員長 国会の審議、最新情報をもし。

○石崎審議官 今回、国会で我々政府提案でPFI法改正を御審議いただいているということでございます。先週火曜日に衆議院が本会議で通過いたしました。参議院のほうはまだ一般的に今国会いろいろなものが後送りにおりまして、まだ恐らく参議院の本会議から始まるのだと思いますが、今週はまだめどが立っておりませんので、早くても来週ぐらいなので、結構6月頭までずれ込むのかなと我々は考えてございます。

ただ、いずれにしてもよっぽどのことがない限り、ここまで来ましたので、何とか成立に向けて我々は努力してまいりたいと思っております。

○石原委員長 最後にまとめと申しますか、いろいろ皆様から御意見を伺いました。根本先生あるいは柳川先生、いかがですか。

○柳川委員 いろいろな御意見ありがとうございました。取りまとめの側としては、アクションプランはかなり各省庁からいろいろ合意をとりながらということでもとめていきますので、事務局の方々に大変御尽力いただいて今のような形になったということでございます。

そういう意味では各省庁のある種のコミットメントの形をとりますので、それがあつた種、推進力となると同時に、逆に言うとなかなかコミットできないことは書きにくい。各省庁が合意しにくいという面があつて、その点が現在のアクションプランの1つの長所でもあり、短所でもあるのだらうと思っております。

根本先生からお話がありましたように、もう一段、二段の推進をしていかないと、もともと政府の目標のところには届かないという話があつて、私はそのとおりで思ふのです。結果としては今のところ、かつてよりは相当PPP/PFIに関する認知度も高まってきていて、数字も上がってきているので、後ろを振り返ると随分のところまで来たなという感じがするのですが、さらに目指す上ではもう少し違う発想でいろいろなことを考えなければいけないだらうという気はいたします。

そういう点では、今のような各省庁のコミットをとりながらというところから出てくるアクションプランで、ある意味で全ての数値の底上げみたいなことをやっていくのはなかなか難しく、それはきょう皆さんから御議論いただいたようなところも含めて抜本的といひますか、もう少し大きな枠組みの中でどうやってふやしていくか、あるいはどうやって認知度を高めていくかということは、恐らく今のアクションプランの枠組みとは別途のところから考えていかなければいけないなというのは、改めて感じたところでございます。

もう一点目は、最初のところで申し上げましたけれども、今のようなところでいくとどうしても積み上げ、積み上げでいくので、どんどんボリュームがふえていってということになるので、省庁のコミットメントとして出していただくにしても、ある種だんだんふえてくると選択と集中といいますか、本当に重点を置くのはどこかというところを絞り込んでいくような形にしたほうが、それぞれ自治体あるいは各省庁においてもやるべきことが明確になるかなというのは、今回はこれでいいと思うのですけれども、今後に向けてはそういうことも考えていかなければいけないかなと思っております。

私のコメントは以上です。

○石原委員長 ありがとうございます。

根本さん、いかがですか。

○根本委員長代理 先ほどと同じことになるのですけれども、高い目線で将来を見据えるということを常に念頭に置く必要があって、本来どのくらいが望ましいのかという議論を余りしないで今まで来ているということで、最初に10年間で何兆円というのがあって、最初は10兆円ぐらいだったのが21兆円になったので、2倍になったからすごく大変なんだ、いいんだというのを知らぬ間に自分の頭の中に刷り込んだようなところがあって、本来ではどのくらいやるべきなんですかというもう少しマクロ的なことをしっかり考えておかないと、本当はいけないのだろうなと思います。

GDPが500兆円あって、政府支出が今120兆ぐらいあると思いますけれども、それに対してPPP/PFIで一生懸命頑張って10年で21兆というのは明らかに少ないということなのです。なので頭の体操でいいのですけれども、10年で21兆ではなくて、210兆するためには何が必要なんだというぐらいの、水道6件ではなくて600件やるためにはどうするんだというぐらいの大きな枠組みで1回考えて、それを落とし込んでいくという作業をこれからしていかないと、壁に当たったままだなという感じがします。それも大事な推進委員会としての役割だろうなと思うので、そういうものはどこか別でということではなくて、我々の使命としてそこは考えていかないといけないのではないかと思います。

○石原委員長 ありがとうございます。

そういった意味では、これまでより相当前を向いた議論がふえてきたような感じもしますし、この間いろいろ計画部会等々、非常に真剣にやっていただいた成果がこういう形でも出てくるのかなという感じがしております。

以上で本日皆様の議論は、そろそろここまでとさせていただきたいと存じます。本日の議論を踏まえまして、委員会としての案を取りまとめたいと存じます。中身につきましては、皆様の御意見を取り入れまして、私どもに一任させていただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

そういうこと含めまして、石崎審議官から最後に。

○石崎審議官 本日も活発な御意見、御議論をいただきまして、どうもありがとうございます。

本日いただきましたこのアクションプランに関しましては、本日、委員長に一任いただきましたので、正直申しまして、今回の法律が通った前提で書かせていただいておりますので、その辺も含めて最後に文面の調整をさせていただいて、推進会議にかけていきたいと思っておりますので、どうもありがとうございます。

また、本日随分、計画部会のおきもそうでしたけれども、いろいろ見直すべき点、課題をいただいております。本日もいろいろな御意見をいただきました。これを含めて昨年秋からいろいろな検討会をさせていただきましたが、まだスケジュールは先の話なので、もう少し調整をしてからにしたいと思います。できるだけ早目にいろいろな議論をして、来年度のアクションプランに向けてどうしていくのか。そのためにどういう整理なり現状把握をしていく必要があるのか、そういうことにつきましていろいろ御示唆をいただきながら、議論を進めていきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

○森企画官 最後に事務局からなのですが、次回の委員会の時期なのですが、まだ未定ではあるのですが、今回、PFI法の改正がありまして、それに伴う基本方針の改定等の審議を行うために、恐らく秋ごろ開催を今、予定しております。時期がまた決まりましたら日程調整を御連絡させていただきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○石原委員長 どうもありがとうございました。お疲れさまでした。